

## (契約事項)

- 1 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の工事を表記の工期までに完成すること。
- 2 受注者は、工事現場の取締り、その他工事に関する一切の事項を処理し、また、それらについて発注者の指示があればその指示に従うこと。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 4 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、発注者からの工期若しくは工事内容の変更又は工事施工の一時中止若しくは工事の打ち切りについての協議に応じること。
- 6 受注者は、天災その他やむを得ない事由により、工期までに完了の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に工期の延長について届け出ること。
- 7 受注者は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物、工事材料等について生じた損害又は工事の施行により生じた損害について、発注者の責に帰すべき事由により生じたものを除きその損害を賠償すること。また、工事の施行に伴い、第三者に損害を及ぼした場合についても同様とする。
- 8 発注者は、工事完成の通知を受けたときは、その日から 14 日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、発注者から改造、補修等を要求されたときは、指定された期間内に工事を施行し、完了したときは更に検査を受けること。
- 9 発注者は、適法な支払請求書を受領した日から 40 日以内に契約代金を支払う。

なお、契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。
- 10 受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完了することができない場合において、受注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を受注者に請求することができる。
- 11 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
  - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立てがなされたとき。
  - (5) 手形交換所による取引停止処分、主要な取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
  - (6) その他工事に着手し、又は事業を遂行することが困難とみられる事由が発生したとき。
  - (7) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたときと認められるとき。
  - (10) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (12) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したときと認められるとき。
  - (13) 受注者が、第 7 号から第 11 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

二 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

12 請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。